

## 24 農業用機械・施設の整備などに必要な資金を借りたい

認 新 個人 法人 集落営農 地域 補助金等 出融資 税制 その他

借入希望者やその事業内容に応じて、制度資金が利用できます。

》【事業名：スーパーL資金、経営体育成強化資金、農業改良資金、農林漁業施設資金、農業近代化資金】

対象となる方

支援内容

融資機関	資金	貸付対象者	償還期限	貸付限度額
日本政策金融公庫等	農業経営基盤強化資金 (スーパーL資金)	認定農業者(注1)	25年以内 (据置10年以内)	個人 3億円 (複数部門経営等は6億円) 法人 10億円 (民間金融機関との協調融資の状況に応じ30億円)
	経営体育成強化資金	主業農業者(注2) 集落営農組織等	25年以内 (据置3年以内)	個人 1.5億円 法人、集落営農 5億円
	農業改良資金 (注3)	個別法に基づく農業改良資金 融通法の特例適用者(注4)	12年以内 (据置最長5年以内)	個人 5,000万円 法人、団体 1.5億円
	農林漁業施設資金 (6次産業化)	六次産業化・地産地消法の総合化 事業計画の認定を受けた農林漁業 者団体(注5)	20年以内 (据置3年以内)	貸付を受ける者の負担する額 の80%に相当する額
	農林漁業施設資金 (農工商等連携)	農工商等連携促進法の農工商等連 携事業計画の認定を受けた農林漁 業者団体(注5)	20年以内 (据置3年以内)	貸付を受ける者の負担する額 の80%に相当する額
農協等	農業近代化資金	認定農業者(注1)	15年以内 (据置7年以内)	個人 1,800万円 法人 2億円
		主業農業者(注2) 集落営農組織等	15年以内 (据置3年以内)	個人 1,800万円 法人、団体 2億円

- (注1) 認定農業者とは、農業経営基盤強化促進法の農業経営改善計画、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律の経営改善計画又は果樹農業振興特別措置法の果樹園経営計画の認定を受けた者です。
- (注2) 主業農業者とは、農業所得が総所得の過半(法人にあっては、当該法人の農業に係る売上高が総売上高の過半)を占めていること、又は農業粗収益が200万円以上(法人にあっては、農業に係る売上高が1,000万円以上)であること等の条件を満たすものです。
- (注3) 農業改良資金を借り受ける場合は、農業改良措置計画(農畜産物の加工事業の開始、新作物や新技術の導入などチャレンジ性のある取組を行い、農業経営の改善を図るための計画)に基づく都道府県知事による貸付資格の認定が必須です。
- (注4) 個別法(略称)は次のとおりです。  
持続農業法、農工商等連携促進法、農林漁業バイオ燃料法、米穀新用途利用促進法、六次産業化・地産地消法
- (注5) 農林漁業者団体とは、次に掲げる者です。  
農業協同組合、森林組合及び漁業協同組合等の他、5割法人・団体、農林漁業振興法人
- (注6) 貸付金利は取扱金融機関にお問い合わせください。

◆スーパーL資金、農業近代化資金のクイック融資 》》 44ページへ

→ 少額の資金について、迅速な融資判断を実施

◆スーパーL資金、農業近代化資金の実質無利子化措置 》》 44ページへ

→ 貸付当初5年間実質無利子化等

お問い合わせ先

- ・(株)日本政策金融公庫の各支店、沖縄振興開発金融公庫
- ・最寄りの農協、信用農業協同組合連合会、農林中央金庫の各支店、銀行、信用金庫、信用組合
- ・最寄りの市町村、都道府県、普及指導センターなど
- ・農林水産省担当課：経営局金融調整課経営・災害金融グループ (TEL：03-6744-2165)

少額の資金であれば、融資の可否の判断を迅速に行います。

▶【事業名：スーパーL資金、農業近代化資金】

## 対象となる方

- ・認定農業者（スーパーL資金）
- ・認定農業者及び一定の要件を満たす集落営農組織（農業近代化資金）

## 支援内容

＜貸付限度額＞ 500万円

※ 融資機関のスコアリングシステム（企業経営診断手法）により経営実績が一定水準以上と判断されることその他一定の要件を満たす必要があります。

## 特徴

500万円までの資金であれば、無担保・無保証人での融資の可否が最速1週間（クイック融資）で判断されます。

実質化された人・農地プランの中心経営体として位置付けられた等の認定農業者が借り入れるスーパーL資金及び農業近代化資金について、貸付当初5年間の金利負担等を軽減します。

▶【事業名：農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業、担い手経営発展支援金融対策事業、農業近代化資金保証料助成金交付事業】

## 対象となる方

以下のいずれかの要件等を満たす認定農業者

- 実質化された人・農地プランの中心経営体として位置付けられた者
- 農地中間管理機構から農用地等を借り受けた者
- 地域における継続的な農地利用を図る者として市町村が認める者

※ 担い手経営発展支援金融対策事業は、上記の要件等に加え、新たに攻めの経営展開に取り組むこと等が必要となります。

## 支援内容

貸付当初5年間実質無利子化します。また、農業近代化資金については、貸付当初5年間実質無利子化措置の終了後もスーパーL資金の金利水準と同等となるよう金利負担を軽減するとともに、農業信用基金協会の債務保証に係る全保証期間の保証料を免除します。

※ 利子助成の対象となる借入金上限は、スーパーL資金で20億円、農業近代化資金で2億円となります。

## お問い合わせ先

- ・(株)日本政策金融公庫の各支店、沖縄振興開発金融公庫
- ・最寄りの農協、信用農業協同組合連合会、農林中央金庫の各支店、銀行、信用金庫、信用組合
- ・最寄りの市町村、都道府県、普及指導センターなど
- ・農林水産省担当課：経営局金融調整課経営・災害金融グループ（TEL：03-6744-2165）

## 25 資金繰りのための短期運転資金を借りたい

認 認新 個人 法人 集落営農 地域 補助金等 出融資 税制 その他

制度資金としては、農業経営改善促進資金（スーパーS資金）が利用できます。

》【事業名：スーパーS資金】

対象となる方 認定農業者

支援内容 経営改善を図るのに必要な短期運転資金を融通します。

<貸付金利> 変動金利制（最新の金利については、取扱金融機関（農協等）にお問い合わせ下さい。）

<貸付限度額> 個人：500万円、法人：2,000万円（※畜産・施設園芸については、それぞれ4倍）

お問い合わせ先

- ・最寄りの農協、信用農業協同組合連合会、銀行、信用金庫、信用組合
- ・最寄りの市町村、都道府県、普及指導センターなど
- ・農林水産省担当課：経営局金融調整課経営・災害金融グループ（TEL：03-6744-2165）

## 26 農業法人の経営強化の取組に対して資金の出資を受けたい

認 認新 個人 法人 集落営農 地域 補助金等 出融資 税制 その他

農業法人が自己資本を充実させたい時には、農林漁業法人等投資育成事業を営む株式会社又は投資事業有限責任組合が出資します。

》【事業名：農林漁業法人等投資育成事業】

対象となる方 農業法人

支援内容 農業法人の自己資本の充実支援  
（出資の限度：出資先法人の総株主等の議決権の2分の1以内）

特徴

農業経営のために使うのであれば、出資金の用途には制約がありません。

また、出資を受けることにより、農業法人の純資産額が増え、自己資本が増強されることとなり、対外信用力の向上につながったり、金融機関等からの融資を受けやすくなったりするほか、加工流通業者との安定的な取引が行いやすくなるといったメリットがあります。

さらに、農林漁業法人等投資育成事業を営む株式会社又は投資事業有限責任組合から経営又は技術についてアドバイスを受けることもできます。

お問い合わせ先

- ・ホームページの「農林水産大臣承認投資育成会社等リスト」記載の投資主体又は農協、信用農業協同組合連合会、農林中央金庫の各支店若しくは(株)日本政策金融公庫の各支店
- ・農林水産省担当課：経営局金融調整課政策金融グループ（TEL：03-6744-1395）